

## 原料汚泥に含まれる放射性物質の基準

肥料取締法に基づく普通肥料の公定規格を定める等の件(昭和61年2月22日農林水産省告示第284号)に定める下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料、工業汚泥肥料、混合汚泥肥料、焼成汚泥肥料及び汚泥発酵肥料。

核種	対象となる排出事業者の地域	基準値(Bq/kg)
放射性セシウム	岩手県、宮城県、山形県、福島県、	200
	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、	
	千葉県、東京都、神奈川県、山梨県	
	長野県、静岡県、新潟県	

(特例措置) し尿の収集及び排水の集水が行なわれる地域内においてのみ、平成25年3月末までの間  
当該地域内の農地土壌の放射性セシウムより低く、かつ1000Bq/kg以下である場合に限り、  
当該地域内において、当該原料汚泥を利用した汚泥肥料を流通させて差し支えない物とする。